

田原本町議会会議録目次

○6月7日(第3日)

開議(午前10時00分)	3-3
委員長報告(報第3号より議第39号までの16議案について)	3-3
質 疑	3-7
討 論	3-7
採 決	
報第 3号 平成25年度田原本町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告 (原案承認)	3-10
議第25号 平成25年度田原本町一般会計補正予算(第2号) (原案可決)	3-11
議第26号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (原案可決)	3-11
議第27号 田原本町税条例の一部を改正する条例(原案可決)	3-11
議第28号 田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例 (原案可決)	3-11
議第29号 田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (原案可決)	3-11
議第30号 公共下水道事業(特)第25-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工 事請負契約締結について(原案可決)	3-12
議第31号 公共下水道事業(公)第25-2号工事請負契約締結について (原案可決)	3-12
議第32号 公共下水道事業(公)第25-3号・同工事に伴う水道管移設合冊工 事請負契約締結について(原案可決)	3-12
議第33号 田原本中学校001-1・-2棟耐震補強等工事請負契約締結について (原案可決)	3-12

議第 3 4 号	北小学校 0 0 9 ・ 0 1 0 棟耐震補強等工事請負契約締結について (原案可決)	3 - 1 2
議第 3 5 号	財産の取得について (原案可決)	3 - 1 3
議第 3 6 号	奈良県広域消防組合の設立について (原案可決)	3 - 1 3
議第 3 7 号	山辺広域行政事務組合の解散について (原案可決)	3 - 1 3
議第 3 8 号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について (原案可決)	3 - 1 3
議第 3 9 号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について (原案可決)	3 - 1 4
発議第 5 号	田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例 (原案可決)	3 - 1 4
閉会中の継続審査について.....		3 - 1 5
町長閉会挨拶.....		3 - 1 6
閉会 (午前 1 0 時 3 5 分)		3 - 1 7

平成25年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年6月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 持田尚顕君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 福岡伸卓君

上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	岡本達史君
監査委員	楢宏君	教育委員長	森章浩君
教育長	片倉照彦君	教育部長	鍬田芳嗣君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	笹岡吉久君		

平成25年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月7日（金曜日）

- 開 議（午前10時）
- 委員長報告（報第3号より議第39号までの16議案について）
- 質 疑
- 討 論
- 採 決
- 閉会中の継続審査について
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

- 発議第5号 田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例
 - ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

委員長報告（報第3号より議第39号までの16議案について）

○議長（松本宗弘君） 去る3日の本会議において一括上程されました報第3号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、議第39号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてまでの16議案については、各所管の委員会に各々付託をされておりますので、この際一括議題といたしたいと思います。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

住民福祉常任委員会委員長、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） おはようございます。議長のご指名によりまして、住民福祉常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成25年田原本町議会第2回定例会におきまして、住民福祉常任委員会に付託されました議案につき、去る6月5日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第3号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額240万円の増額で、予算総額は102億3,140万円となります。

補正の内容につきましては、歳出、第4款衛生費、240万円の増額で、現在全国的に流行している「風しん」の緊急な予防対策として、ワクチン接種費用の一部を助成する経費を増額するもので、実施日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成25年5月24日付けで専決処分されたものであります。

なお、財源は一般財源で、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第25号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第2号）について、ご報告申し上げます。

歳出、第4款衛生費、1億4,127万1,000円の増額で、予算総額は103億7,267万1,000円となります。

補正の内容につきましては、国が自治体クラウドの発展的な取り組みとして行う「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」の実施団体として指定を受けたことから、健康情報実証システムの構築に必要となる経費及び八条火葬場の火葬炉補修に係る補助金であります。

なお、財源は国庫支出金と一般財源の減額で調整されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第29号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正により、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化すること、及び特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後、3年間4分の1減額すること、また東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について改正されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成25年田原本町議会第2回定例会において、当委員会に付託されました議案につき、去る6月5日午前11時から全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議第30号、公共下水道事業（特）第25-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、矢部・満田地内の国道24号線樞原バイ

パス並びに町道三笠満田線及び満田2号線において、下水道工事547.7メートルと上水道工事146.8メートルを施工されるもので、事後審査型条件付き一般競争入札の結果、契約金額6,859万4,400円で、田原本町大字味間255番地の3、株式会社浦谷組、代表取締役 浦谷宗孝と、次に、議第31号、公共下水道事業（公）第25-2号工事請負契約締結につきましては、鍵・法貴寺地内の町道鍵・法貴寺線において、下水道工事381.5メートルを施工されるもので、事後審査型条件付き一般競争入札の結果、契約金額5,058万1,650円で、田原本町大字八田398番地の2、安井建設株式会社、代表取締役 安井正成と、次に、議第32号、公共下水道事業（公）第25-3号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、西代地内の町道西代6・7・8号線において、下水道工事359メートルと上水道工事210.6メートルを施工されるもので、事後審査型条件付き一般競争入札の結果、契約金額4,480万3,500円で、田原本町大字宮森337番地の1、株式会社仲谷組、代表取締役 仲谷尚紀とそれぞれ請負契約を締結されるものであり、いずれも当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第35号、財産の取得につきましては、田原本町指定ごみ袋の購入であり、指名競争入札の結果、取得価格870万4,290円で田原本町大字千代572番地の1、株式会社文政 田原本営業所、代表取締役 虎走恵介より取得されるものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、4番、永井議員。

（4番 永井満智男君 登壇）

○4番（永井満智男君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成25年田原本町議会第2回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る6月5日午後1時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第26号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災復興財源の確保を目的とした、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体に対し、国に準じた必要な措置の要請があったことによる所要の改正であり、内容については、職員の給料を一律1.2%、管理職手当については一律5%を本年7月1日から翌年3月31日までの間、減じ、給与構造改革の経過措置である現給保障措置については、本年6月30日限りで廃止、また、町長、副町長、教育長につきましても給料の2%を減額されるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第27号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年度の税制改正による地方税法の改正等による所要の改正であり、その主な内容は、個人町民税における住宅ローン控除の4年間の延長と消費税引き上げ後の取得分についての控除額の拡充や、町内に主たる事務所を有する社会福祉法人、公益社団法人等に対する寄附金控除の追加、固定資産税における課税標準の特例についての条文の整備及び地方税に係る延滞金の割合を平成26年1月1日分より引き下げをされるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第28号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、さきの税制改正により課税標準の特例の条文の整備をされるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第33号、田原本中学校001-1-2棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては、田原本中学校北館の耐震補強等工事を施工されるもので、指名競争入札の結果、契約金額6,264万8,250円で、

続いて、議第34号、北小学校009・010棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては、北小学校南館の耐震補強等工事を施工されるもので、指名競争入札の結果、契約金額5,929万4,550円で、いずれも奈良市油阪町446番地の6、株式会社森組、奈良営業所所長 藤本敏夫と工事請負契約を締結されるもので、両議案について当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第36号、奈良県広域消防組合の設立につきましては、平成18年6月14日に公布・施行された「消防組織法の一部を改正する法律」による改正後の消

防組織法第31条の規定により、奈良県知事の許可の日から消防事務を共同処理するため、奈良県広域消防組合を設立することについて県内37市町村と協議の上定め、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第37号、山辺広域行政事務組合の解散につきましては、奈良県知事の許可のあった日から奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、山辺広域行政事務組合を解散することに決定されたことにより、関係市町村の協議により定め、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第38号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分につきまして、関係市町村の協議により定め、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第39号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継につきましては、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関しまして、関係市町村の協議により定め、山辺広域行政事務組合同規約第16条の規定により、議会の議決を求められるものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは反対討論をさせていただきます。

まず、議第26号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例案には、職員の給与を1.2%を削減する内容が含まれています。7月1日から来年3月31日までの限定期間の削減ではありますが、金額で合計1,400万円もの削減額になります。

質疑の中で、なぜ1.2%削減なのかと問いただしたところ、ラスパイレス指数が、これまでは93.8%だったところ、国家公務員の給与削減で101.6%に上がっている。このラスパイレス指数を100にするよう国や県から強力な指導があったという答弁でした。

ラスパイラル指数は国家公務員給与と地方公務員給与を比較する係数ですが、比較する国家公務員給与には、局長など指定職を除いて算出していることや、国家公務員の地域手当18%を含まない給与で算定されていて、地方公務員の給与を実態以上に高く思わせる操作がされていることを指摘しました。

地域手当を含んだ金額で比較するとラスパイレス指数は90未満になります。こんなに安いのに給与を1.2%も削減することは合理性がありません。しかも今回の給与引き下げは人事院勧告も出されていません。これまで築いてきた給与決定方法を無視して職員の給与を引き下げるとは、今後の職員の待遇に大きな不安を持ち込むこととなります。正当な理由なく職員の給与を引き下げるとはモチベーションの低下につながります。

本議会が「これまでの給与決定ルールを無視した形で職員の給与削減はあかん」と良識的な判断をされることを求めます。

次に、議第35号、財産の取得についてであります。

この契約の前に行われた入札について大きな疑問があります。7社を指名し入札が行われました。その結果は1社が辞退し6社が応札したわけですが、予定価格を下回った金額を入れたのは、わずか1社のみでした。予定価格の決め方に無理があったのか。この業者に落札させる談合があったのか。不誠実なことがあったのではないかと推察される状況であることを指摘しました。

また、「最近、ごみ袋を触ると黄色い色が服に付着する」という苦情を受けました。そこで黄色の色素について調べると、黄色1号・2号・3号・4号・5号、橙色1号・2号には、発がん性と有毒性が指摘されています。

質疑の中では、勉強不足でわかりませんという答弁でしたが、広く住民の皆さん

に利用を強制している袋である以上、安全性を確認することが町の責任です。すぐに燃やすものにお金は掛けられない程度の認識ではなく、最低限安全なものを提供することが求められています。色素の安全性を確認した上で、危険性が認められれば再度仕様書を見直し、やり直すことを求めます。

次に、議第36号、奈良県広域消防組合の設立についてから議第39号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてであります。

山辺広域行政事務組合を解散して奈良県広域消防組合を設立する提案です。現行の消防救急体制と全く違う制度に移行する提案ですが、これまで議会には全く説明がない状態で突然提案してきたことに、まず議会を軽視していること、その姿勢を感じます。「すべての自治体が賛成するんだから、中身がわからなくてもゴチャゴチャ文句を言わずに賛成しろ」と言われているようです。そんな中で質疑をしたわけですが、説明する数字を用いなかったこと、何十億円というお金を扱う事業について全く検討されていないことが浮彫りになりました。そこで質疑の主なものについて紹介します。

奈良県広域消防組合に奈良市は参加しません。それは奈良県広域消防組合に参加したほうが奈良市の財政負担が大きくなる。検討されたときは現在30億円で運営しているのに、参加すると40億円に膨れ上がるのは市民に説明がつかないという判断をされたそうです。

そこで本町はどのぐらいの負担になるのかとただしたところ、数字を持ち合わせていない、これまで支出額以内ですという答弁でした。これは実際に数字を上げて検討されていない実態を明らかにしました。

また、奈良県広域消防組合を設立しても、最低限、平成33年度までは山辺広域行政事務組合の枠組みが維持されます。その間の消防救急活動について山辺広域行政事務組合の構成自治体で自賄いするとされています。

そこで自賄いの予算を、誰が決めて、誰が支出し、誰がチェックするのかとただしたところ、奈良県広域消防組合に選出された議員が決めるという答弁でした。構成自治体、5自治体で4人しか議員を出せないのに、山辺地域の消防救急予算を立て執行する。しかし、これは各自治体の長が集まって決めるだけで、地方自治体として議会に諮るという当たり前の手続きを省いています。奈良県広域消防組合議会

ですべての9消防組合の中身をチェックすることは不可能です。結果として、首長だけで予算を立て、執行し、決算することになります。これは異常事態です。

そもそも県下11消防組合を1つに統合した場合、人件費がこれまでと比べて大幅に増えることが予想されています。この矛盾を表面化させないために自賄いという便法でごまかそうとしたことが、さらに大きな矛盾を生み出してしまいました。

先月末、香芝・広陵消防組合議会が奈良県消防広域化参加問題に対する決議を全員賛成で議決しました。そこには今回の奈良県広域消防組合設立には大きな問題があること、香芝市と広陵町の2自治体で対応したほうが有効に消防救急業務に対応できると表明しています。

今求められているのは、本町の消防救急体制が本町の住民にとって一番有効であり、利益をもたらす方法を検討することです。十分な検討もせず、議論を深めることもなく、もう私たちが決めたから賛成せよという提案に唯々諾々と従うことが消防救急体制を充実させることにつながるのか。それとも奈良県広域消防組合について、もっと突っ込んだ議論を深めるのか。これまでの業務を通じて土地勘を養い、迅速に対応できる山辺広域行政事務組合を維持するのかの選択肢があります。

本議会の責務を真摯に受け止められておられる議員の皆さん、内容は不明な奈良県広域消防組合へ参加し、大きな負担を住民にかけるのではなく、本町住民全体の利益を確保するためにも、現在の山辺広域行政事務組合を維持し、迅速な消防救急体制を提供することを選択されることを本議会議員の皆さんに期待を表明しまして反対討論といたします。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、報第3号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分
の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長
の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、議第25号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第26号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第27号、田原本町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第28号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第29号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第30号、公共下水道事業（特）第25-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第31号、公共下水道事業（公）第25-2号工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第32号、公共下水道事業（公）第25-3号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第33号、田原本中学校001-1・-2棟耐震補強等工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第34号、北小学校009・010棟耐震補強等工事請負契約締

結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第35号、財産の取得についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第36号、奈良県広域消防組合の設立についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第37号、山辺広域行政事務組合の解散についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第38号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第39号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました報第3号より議第39号までの16議案については、すべて議了いたしました。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしておりますとおり、発議第5号、田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例の議案が提出されました。よって、これを日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、これより発議第5号の議案を日程に追加し議題といたします。

発議第5号 田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長(松本宗弘君) お諮りいたします。本議案につきましては、この際議案の朗読を省略いたしまして、直ちに提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

提出者より趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、8番、辻議員。

(8番 辻 一夫君 登壇)

○8番(辻 一夫君) 議長の許可をいただきましたので、平成25年田原本町議会第2回定例会に提出いたしました発議第5号、田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年第1回定例会で田原本町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例により、議会議員の定数が14人に改正されたことに伴い、現在3委員会制の常任委員会を「総務文教委員会」「厚生建設委員会」の2委

員会制にするもので、現在の「住民福祉委員会」と「産業建設委員会」の所管事項を新たな「厚生建設委員会」に統合するとともに、各委員会の委員定数を7人に改めるものであります。

この改正による2常任委員会制への移行で、委員会主義を採用している本町議会におきましては、委員会での討議人数が増え、より効果的な委員会審査が期待できるものと考えるところであります。

以上が本定例会に提出いたしました議案についての趣旨説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより発議第5号、田原本町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る3日に開会し、本日までの5日間の長きにわたり、終始熱心に慎重審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、町内の水田は田植えの作業が始まり、これから本格的にうっとうしい梅雨の季節を迎えますが、皆様におかれましてはお体に十分ご自愛をいただき、町勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長(松本宗弘君) それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のお許しをいただきまして、平成25年田原本町議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る6月3日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご同意、ご承認をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審査を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考える次第でございます。

今後とも本町発展のために、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し

上げまして、まことに簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 古立憲昭

田原本町議会議員 西川六男

田原本町議会議員 竹邑利文